

イラン総合監察機構との行政苦情救済分野に関する覚書の署名

平成 28 年 11 月 18 日、総務省行政評価局長とイラン総合監察機構長官は、オンブズマンとしての活動及び行政苦情救済の分野において、両機関が協力関係を推進していくことで合意し、覚書に署名いたしました。

署名式は、バンコクにおいて国際オンブズマン協会が開催した第 11 回世界オンブズマン会議の閉会式後に執り行われました。覚書の概要は以下のとおりです。

1 協力の分野

オンブズマンシップ及び行政苦情救済を始めとする総務省行政評価局及びイラン総合監察機構の業務に関わる分野

2 協力の内容

- ① 1 の分野について、双方の経験と技術の交換を目的として、定期的に訪問団を相互に派遣し、フォーラム、ワークショップ等の研修を実施する。
- ② 1 の分野に関する国際会議等の多国間のフォーラムにおいて、相互に協力を行う。

【参考】

イラン総合監察機構（General Inspectorate Organization）は、同国の司法府の下に設置され、政府機関の監察と監視、苦情の処理等のオンブズマン業務に取り組んでおり、総務省行政評価局と同機構は、国際的なオンブズマンの団体である国際オンブズマン協会及びアジア・オンブズマン協会の会員として協力関係にあります。

（連絡先）

総務省行政評価局 行政相談課

担当：武藤、次田（ex 22616, 22462）

TEL：03-5253-5422（直通）FAX：03-5253-5426

e-mail：acd@soumu.go.jp